

生活習慣病管理料への 移行のお知らせ

令和6年6月1日より

『**糖尿病**』 『**高血圧**』 『**脂質異常症**』
の治療を受けている患者さまには、
これまでの「特定疾患療養管理料」に
代わり、『**生活習慣病管理料**』を算定
させていただくことになりました。
それに伴い、窓口でお支払いいただく
料金も変わる場合がございます。

療養計画書を作成し、総合的な治療管理
を医師・専門職が行います。初回のみ、
署名を頂く必要がございます。

当院では、患者さまの状態に応じ、
28日以上 of 長期の処方を行うことが
可能です（医師の判断によります）



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

赤羽病院 病院長